

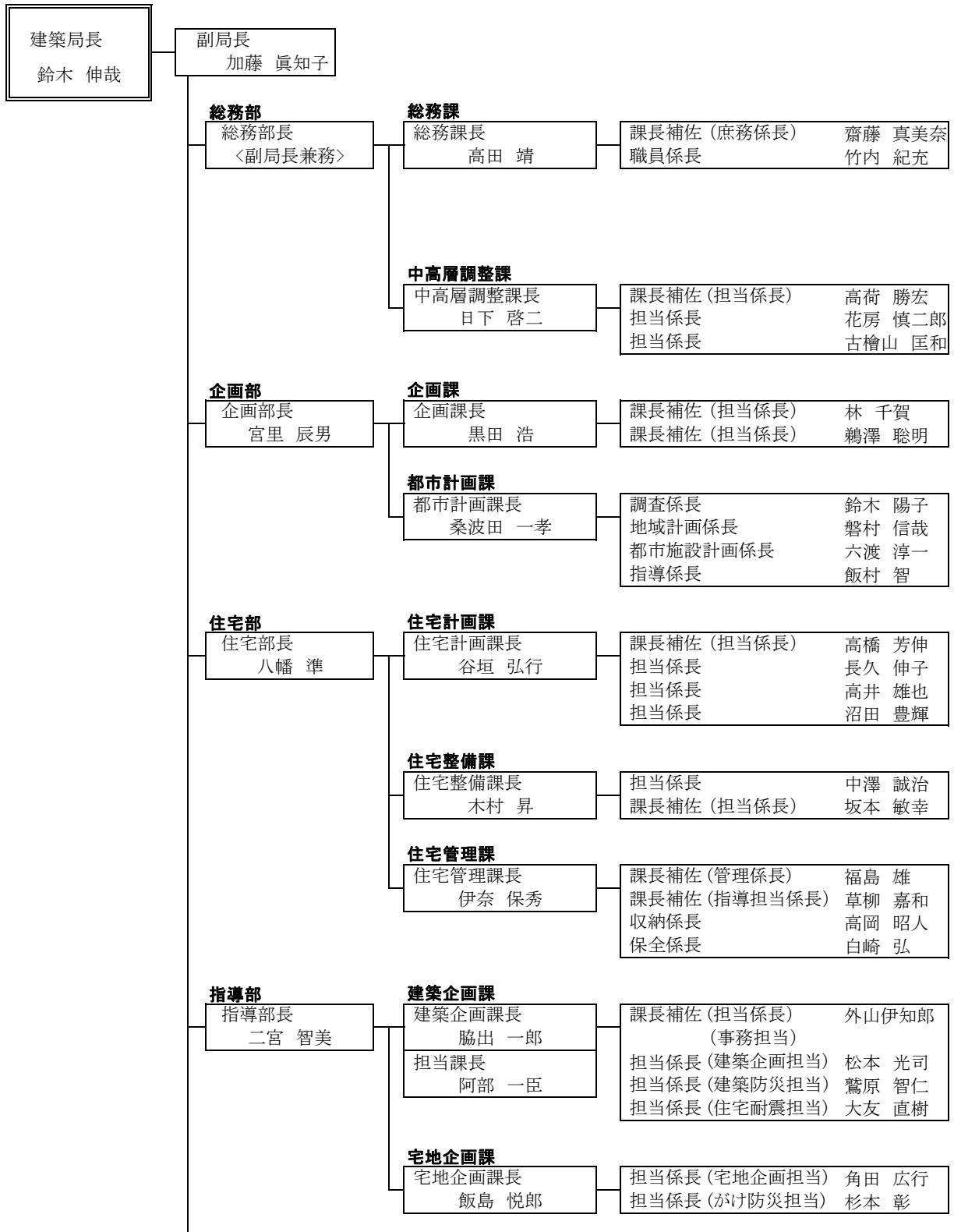
# 機 構 及 び 事 務 分 担

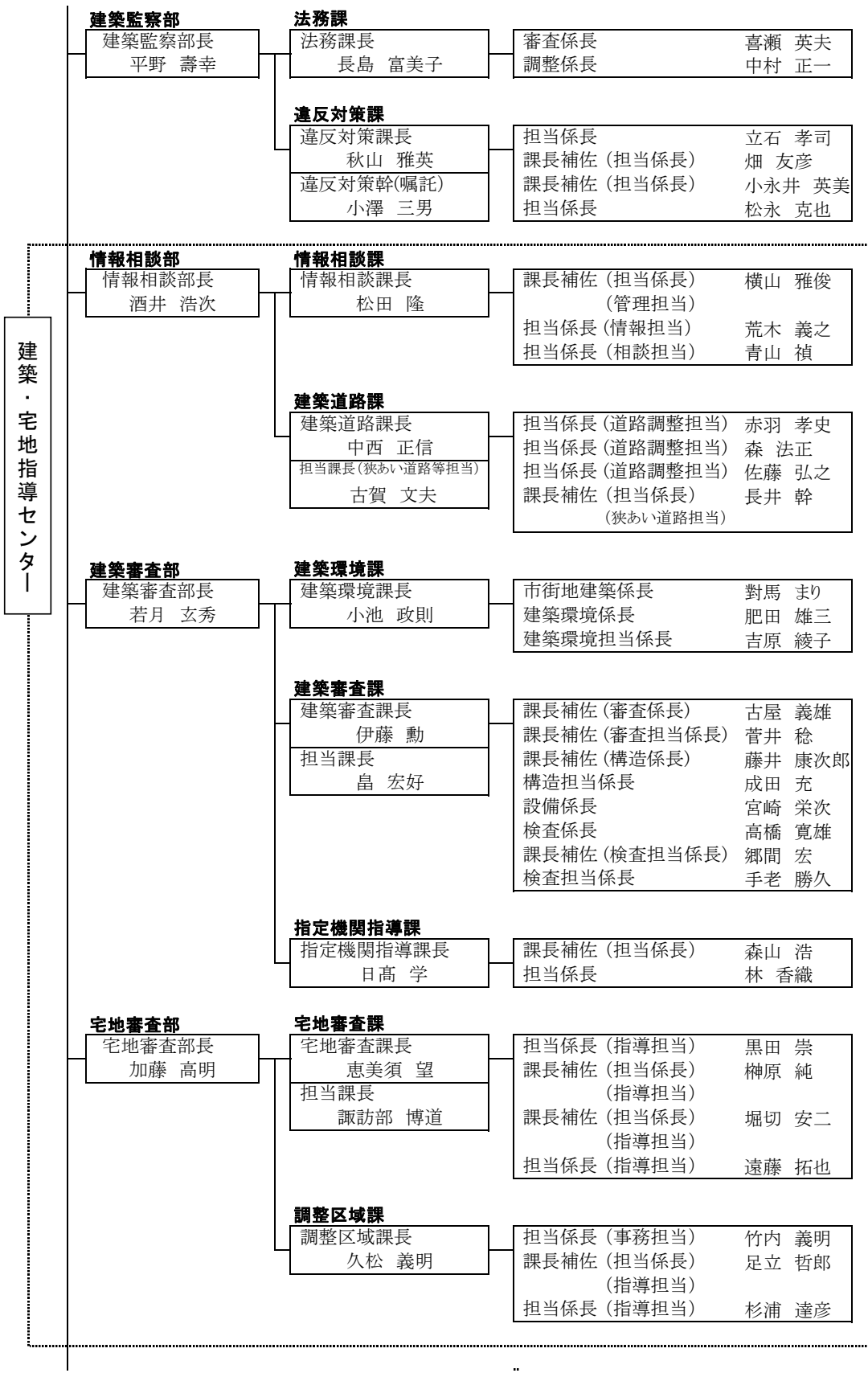
- 1 機構図及び管理職一覧表 1～3頁
- 2 課・係事務分担 4～13頁

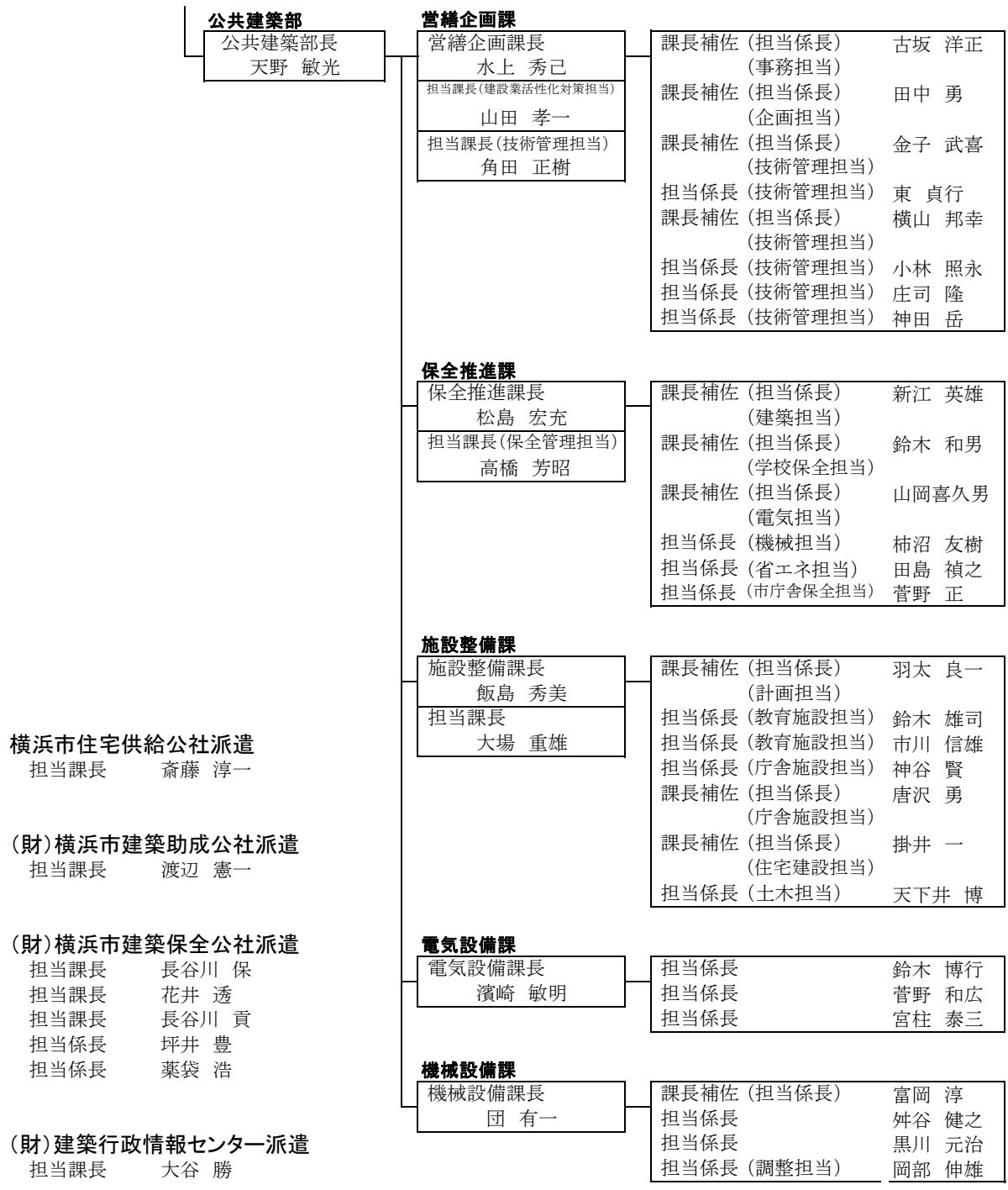
建 築 局

# 建築局機構図

平成22年6月9日現在







[建築局 事務所所在地]

- ・中区相生町3-56-1 JNビル内  
 総務部、企画部、住宅部、指導部、建築監察部、公共建築部\*
- ・中区山下町193-1 昭和シェル山下町ビル内(建築・宅地指導センター)  
 情報相談部、建築審査部、宅地審査部

\*公共建築部保全推進課市庁舎担当は市庁舎内に事務室があります。

# 建 築 局 課 ・ 係 事 務 分 担

## 総 務 部

### 総 務 課

#### 庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局内の予算及び決算に関すること。
- 4 局内の予算執行の調整に関すること。
- 5 局内の物品の出納保管に関すること。
- 6 局の災害対策にかかる調整に関すること。
- 7 他の部、課の主管に属しないこと。

#### 職員係

- 1 局内の人事及び組織に関すること。
- 2 局所属職員の勤務条件及び給与に関すること。
- 3 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 4 局所属職員の衛生管理に関すること。
- 5 局所属職員の研修計画及び実施に関すること。
- 6 その他局所属職員の労務に関すること。

### 中高層調整課

- 1 中高層建築物等(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)第2条第2項第7号に規定する中高層建築物等をいう。)の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整に関すること。
- 2 開発事業調整条例第2条第2号イに規定する大規模な共同住宅の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整に関すること。
- 3 中高層建築物等の建築及び開発事業(住環境保全条例第2条第2項第10号に規定する開発事業をいう。以下同じ。)に伴い生ずる住環境に及ぼす影響に係る紛争の解決のためのあっせん等に関すること。
- 4 横浜市建築・開発紛争調停委員会に関すること。

## 企 画 部

### 企画課

- 1 都市計画、建築及び住宅に関する重要施策の企画及び総合調整に関すること。

### 都市計画課

#### 調査係

- 1 都市計画の決定手続及び都市計画事業の認可手続に関すること。
- 2 都市計画に係る調査及び広報に関すること。

- 3 都市計画法第 55 条に基づく事業予定地の指定に関する事。
- 4 都市計画に係る図書の縦覧に関する事(指導係の主管に属するものを除く。)
- 5 横浜市都市計画審議会に関する事。
- 6 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 18 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の意見書に関する事。
- 7 航空写真の複製の承認に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

#### 地域計画係

- 1 市街化区域及び市街化調整区域に係る調整に関する事。
- 2 地域地区及び促進区域に係る調整及びこれらの地区等の指定に関する事。
- 3 都市施設計画の調整のうち、土地利用計画に関する事。
- 4 都市計画事業の調整のうち、土地利用計画に関する事。
- 5 都市計画法に基づく開発行為に伴う土地利用計画の調整に関する事。
- 6 都市計画法の規定に基づく基礎調査に関する事。
- 7 地形図等の作成及び管理に関する事。

#### 都市施設計画係

- 1 都市施設計画の調整に関する事(土地利用計画に係るものを除く。)
- 2 都市計画事業の調整に関する事(土地利用計画に係るものを除く。)
- 3 都市計画法に基づく開発行為に伴う都市計画施設の調整に関する事。

#### 指導係

- 1 都市計画施設の区域内における建築の許可及び指導に関する事。
- 2 都市計画事業(市街地開発事業を除く。)地内における建築行為等の制限に関する事。
- 3 都市計画に係る決定事項の図書の縦覧及び証明に関する事。
- 4 首都圏整備法(昭和 31 年法律第 83 号)に基づく既成市街地に係る証明に関する事。

### 住宅部

#### 住宅計画課

- 1 住宅施策の立案及び調整に関する事(企画部企画課の主管に属するものを除く。)
- 2 住宅の供給計画に関する事。
- 3 横浜市住宅政策審議会に関する事。
- 4 民間住宅に関する事(指導部建築企画課の分掌事務第 9 号に係るものを除く。)
- 5 住宅宅地関連公共施設等の整備に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- 6 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社との住宅建設協議に関する事。
- 7 財団法人横浜市建築助成公社及び横浜市住宅供給公社に関する事。
- 8 株式会社日本住情報交流センターとの連絡調整に関する事。
- 9 部内他の課の主管に属しない事。

#### 住宅整備課

- 1 市営住宅及び優良賃貸住宅の事業計画に関する事。
- 2 市営住宅の整備に関する事(公共建築部の主管に属するものを除く。)
- 3 改良住宅の整備に関する事(公共建築部及び都市整備局都市づくり部地域まちづくり課の主管に属するものを除く。)
- 4 優良賃貸住宅の整備及び管理に関する事。

## 住宅管理課

### 管理係

- 1 市営住宅入居者の募集に関すること。
- 2 市営住宅及び改良住宅の入退居に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の管理人に関すること。
- 4 横浜市営住宅入居者選考審議会に関すること。
- 5 市営住宅及び改良住宅の入居者の管理に関すること。
- 6 市営住宅入居者の高額所得者等に対する明渡請求及び訴訟に関すること。
- 7 他の係の主管に属しないこと。

### 収納係

- 1 市営住宅及び改良住宅の使用料等の決定に関すること。
- 2 市営住宅及び改良住宅の使用料等の徴収及び徴収猶予に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の使用料等の減免及び滞納整理に関すること。

### 保全係

- 1 市営住宅(旧市営住宅を含む。)及び改良住宅に係る土地及び建物の管理及び処分に関すること。
- 2 市営住宅に係る共同施設及び改良住宅に係る地区施設(保育所を除く。)の管理及び処分に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の増築、模様替等の承認等に関すること。

## 指導部

### 建築企画課

- 1 建築関係法令事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること(企画部企画課の分掌事務に係るもの並びに同部都市計画課の分掌事務第7号及び第13号に係るものを除く。)
- 2 建築関係法令事務等の部内並びに情報相談部、建築審査部及び宅地審査部との連絡調整等に関すること(都市整備局都市再生推進課の分掌事務第5号、同局みなとみらい21推進課の分掌事務第8号並びに同局都市づくり部地域まちづくり課の分掌事務第6号及び第7号及び第11号に係るものを除く。)
- 3 建築関係法令事務の指導、相談等に関すること(都市整備局都市再生推進課の分掌事務第5号、同局みなとみらい21推進課の分掌事務第8号、同局都市づくり部地域まちづくり課の分掌事務第6号及び第7号及び第11号並びに区役所総務部区政推進課の分掌事務第17号に係るものを除く。)
- 4 地域地区指定の協議に伴う調査及び災害危険区域の指定に関すること。
- 5 壁面線に関すること。
- 6 建築協定の認可に関すること。
- 7 風致地区に係る条例、規則等の立案及び都市計画決定のための原案作成に関すること。
- 8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- 9 狭あい道路の整備に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成7年3月横浜市条例第19号)に基づく整備促進路線の指定に関すること。

- 10 木造住宅、マンション及び特定建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条に規定する特定建築物をいう。）の耐震の促進に関すること（建築審査部建築審査課の分掌事務第12号に係るものを除く。）。
- 11 建築物の防災に関すること（建築審査部建築審査課の分掌事務第5号から第7号までに係るものを除く。）。
- 12 都市計画法等に基づく開発行為、住宅地造成事業及び宅地造成工事（以下「開発行為等」という。）並びに開発事業調整条例に係る調査に関すること（道路、公園等の公共施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）の主管に属するものを除く。）。
- 13 がけ崩壊後の二次災害防止のための応急資材の補充に関すること（公共施設管理者の主管に属するものを除く。）。
- 14 開発調整会議の運営に関すること。
- 15 民間建築物吹付けアスベスト対策事業に関すること。
- 16 部内他の課の主管に属しないこと。

### **宅地企画課**

- 1 宅地開発指導に係る企画、立案及び制度に係る調整に関すること（企画部企画課の主管に属するものを除く。）。
- 2 開発行為等に関する条例及び規則の立案、解釈及び運用方針に関すること。
- 3 開発行為等の技術基準の策定及び調整に関すること。
- 4 開発事業調整条例（第3章を除く。以下この部中同じ。）の立案、解釈及び運用方針に関すること。
- 5 開発事業調整条例の技術基準の策定及び調整に関すること。
- 6 開発行為等の未完結事業の処理に関すること。
- 7 開発行為等及び開発事業調整条例に係る事務の情報相談部、建築審査部及び宅地審査部との連絡調整に関すること。
- 8 宅地造成工事規制区域の指定に関すること。
- 9 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）に関すること。
- 10 都市農地の計画的宅地化に関すること。
- 11 崩壊のおそれのあるがけ等の防災指導に関すること（公共施設管理者の主管に属するものを除く。）。
- 12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること（公共施設管理者の主管に属するものを除く。）。

## **建築監察部**

### **法務課**

#### **審査係**

- 1 横浜市建築審査会に関すること。
- 2 横浜市開発審査会に関すること。
- 3 部内他の課、係の主管に属しないこと。

#### **調整係**

- 1 不服申立て、訴訟等に係る局内の総括に関すること（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係



るものを除く。)

- 2 紛争に発展するおそれのある事件(市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。)についての局内の総括に関する事。

### **違反対策課**

- 1 建築基準法令の違反是正指導及び措置に関する事(建築審査部建築審査課の分掌事務第2号及び第3号並びに同部指定機関指導課の分掌事務第5号及び第6号に係るものを除く。)
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第15条に基づく違反是正指導及び措置に関する事。
- 3 都市計画法に基づく開発行為、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づく住宅地造成事業及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事の違反是正指導及び措置に関する事(宅地審査部宅地審査課の分掌事務第5号及び同部調整区域課の分掌事務第6号に係るものを除く。)
- 4 市街化調整区域における都市計画法に違反する建築物に係る調査、違反是正指導及び措置に関する事(宅地審査部調整区域課の分掌事務第7号に係るものを除く。)
- 5 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という。)第8条から第10条までの規定に基づく斜面地開発行為に関する違反是正指導及び措置に関する事。
- 6 横浜市風致地区条例(昭和45年6月横浜市条例第35号。以下「風致条例」という。)の違反是正指導及び措置に関する事(建築審査部建築環境課の分掌事務第5号に係るものを除く。)
- 7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第7項及び第10項に基づく命令(建築審査部建築審査課の分掌事務第3号及び同部指定機関指導課の分掌事務第6号に係るものを除く。)並びに都市計画法第81条第1項及び宅地造成等規制法第14条第4項に基づく緊急工事施行停止命令(宅地審査部宅地審査課の分掌事務第5号及び同部調整区域課の分掌事務第6号に係るものを除く。)に関する事。

## **情報相談部**

### **情報相談課**

- 1 建築及び開発に係る情報提供及び相談に関する事。
- 2 建築、開発行為等及び開発事業調整条例に基づく手続に係る統計並びにその報告に関する事。
- 3 建築基準法第93条の2に基づく書類の閲覧に関する事。
- 4 租税特別措置法に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関する事(都市整備局企画課の分掌事務第8号及び同局市街地整備部市街地整備調整課の分掌事務第10号に係るものを除く。)
- 5 開発登録簿の閲覧及びその写しの交付に関する事。
- 6 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく特定民間再開発事業であること及び地区外転出事情があること並びに特定の民間再開発事業であることについての認定に関する事。
- 7 租税特別措置法施行令第41条による証明(中古住宅に係る証明を除く。)に関する事。
- 8 開発事業説明状況等報告書の縦覧及び台帳の閲覧に関する事。
- 9 建築確認申請台帳の記載事項証明に関する事。
- 10 部内他の課並びに建築審査部及び宅地審査部の主管に属しない事。

## 建築道路課

- 1 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定に関する事(宅地審査部宅地審査課の分掌事務第 7 号及び同部調整区域課の分掌事務第 9 号に係るものを除く。)
- 2 建築基準法第 42 条第 2 項の道路及びこれに準ずる道路の拡幅整備に係る調整に関する事(区役所土木事務所の主管に属するものを除く。)
- 3 建築基準法第 43 条第 1 項に基づく許可に関する事。
- 4 その他建築基準法に基づく道路に関する判定及び調整に関する事。
- 5 横浜市建築基準条例(昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号)第 56 条の 3 の申請に係る道路の変更又は廃止に関する事。
- 6 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく事業に関する事(指導部建築企画課の分掌事務第 8 号に係るもの及び区役所土木事務所の主管に属するものを除く。)

## 建築審査部

### 建築環境課

#### 市街地建築係

- 1 建築関係法令に基づく建築物の許可及びこれに伴う聴聞会並びに同関係法令に基づく建築物の認定に関する事(建築道路課及び建築審査課の主管に属するものを除く。)
- 2 部内他の課、係の主管に属しない事。

#### 建築環境係

- 1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。)」に基づく認定に関する事。
- 2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)に基づく届出の審査及び調査に関する事。
- 3 「長期優良住宅法に基づく法律(平成 20 年法律第 87 号)」に基づく認定等に関する事。
- 4 横浜市風致地区条例(昭和 45 年 6 月横浜市条例第 35 号)に基づく行為の許可及び指導、違反に係る調査、初期指導及び報告並びに風致地区に関する条例、規則等の運用に関する事。
- 5 横浜市福祉のまちづくり条例(平成 9 年 3 月横浜市条例第 19 号)に基づく建築物の審査、指導及び検査に関する事。
- 6 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)に基づく建築物環境配慮計画等に関する事。

### 建築審査課

#### 審査係

- 1 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に掲げる建築物の確認、指導に関する事。
- 2 建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可に関する事。
- 3 建築基準法第 18 条第 3 項(バリアフリー法第 17 条第 6 項又は長期優良住宅法第 6 条第 4 項により準用される場合を含む。)による審査及び交付に関する事(構造係及び設備係の

- 主管に属するものを除く。)
- 4 バリアフリー法第 14 条第 4 項に規定する建築基準関係規定の審査に関する事（設備係の主管に属するものを除く。)
  - 5 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 8 条に基づく同意に関する事（構造係及び設備係の主管に属するものを除く。)
  - 6 横浜市駐車場条例(昭和 38 年 10 月横浜市条例第 33 号)に基づき建築物に附置されるべき駐車場の審査及び指導に関する事。
  - 7 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 4 号）第 4 条の規定に基づく斜面地開発行為における建築物の延べ面積の判定に関する事。
  - 8 高層建築物等に係る防災計画の指導に関する事（設備係の主管に属するものを除く。)
  - 9 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務のうち、災害復興住宅に係る設計審査に関する事（構造係及び設備係の主管に属するものを除く。)
  - 10 課内他の係の主管に属しない事。

### 構造係

- 1 建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物（構造計算によって安全性を確かめるものに限る。）の構造耐力の審査、指導及び中間検査に関する事。
- 2 建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項に規定する工作物（昇降機及び遊戯施設等並びに擁壁を除く。）の確認、指導、審査及び検査に関する事。
- 3 建築基準法第 18 条第 3 項（バリアフリー法第 17 条第 6 項又は長期優良住宅法第 6 条第 4 項により準用される場合を含む。）による構造耐力の審査に関する事。
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 8 条に基づく同意に関する事（構造耐力の審査に関するものに限る。)
- 5 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務のうち、災害復興住宅に係る設計審査に関する事（構造耐力の審査に関するものに限る。)
- 6 保安上危険な建築物（工事現場における災害防止に限る。）に対する調査及び措置に関する事。

### 設備係

- 1 建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる建築物の建築設備の指導及び審査に関する事。
- 2 建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備の確認、指導、審査及び検査に関する事。
- 3 建築基準法第 88 条第 1 項に規定する昇降機及び遊戯施設等の確認、指導、審査及び検査に関する事。
- 4 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物の建築設備に対する調査及び措置に関する事。
- 5 建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期報告に関する事。
- 6 指定確認検査機関が行った建築確認のうち昇降機等の構造等に関する報告の審査に関する事。
- 7 高層建築物等に係る防災計画の指導に関する事（建築設備に関するものに限る。)
- 8 建築基準法第 18 条第 3 項（バリアフリー法第 17 条第 6 項又は長期優良住宅法第 6 条第 4 項

- により準用される場合を含む。)による審査に関すること(建築設備に関するものに限る。))。
- 9 バリアフリー法第14条第4項に規定する建築基準関係規定の審査に関すること(建築設備に関するものに限る。))。
  - 10 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条に基づく同意に関すること(設備審査に関するものに限る。))。

## 検査係

- 1 建築基準法第6条第1項に掲げる建築物に係る検査に関すること(構造係の主管に属するものを除く。))。
- 2 建築関係法令又はこれに基づく命令に違反する建築物の調査及び報告に関すること(宅地審査部宅地審査課及び調整区域課の主管に属するものを除く。))。
- 3 建築主事が行う建築確認に関わる建築基準法第9条第7項及び第10項の規定に基づく命令に関すること。
- 4 建築基準法第7条の6第1項ただし書又は同法第18条第22項ただし書の規定に基づく仮使用の承認に関すること。
- 5 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物に対する調査及び措置に関すること(構造係及び設備係の主管に属するものを除く。))。
- 6 既存建築物の防火避難の指導に関すること。
- 7 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告に関すること。
- 8 建築基準法第18条第15項及び第18項による検査並びに同条第16項及び第19項による交付に関すること。
- 9 バリアフリー法第14条第4項に規定する建築基準関係規定の検査に関すること。
- 10 横浜市駐車場条例に基づく附置義務駐車場に係る違反建築物の調査及び報告に関すること。
- 11 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務のうち、災害復興住宅に係る現場審査に関すること。

## 指定機関指導課

- 1 指定確認検査機関が行った建築確認に係る報告の審査及び指導に関すること(建築審査課の分掌事務第10号に係るものを除く。))。
- 2 指定確認検査機関との連絡調整に関すること。
- 3 建築基準法第6条の2第11項の通知に関すること。
- 4 建築基準法第77条の31第2項に基づく指定確認検査機関への立入検査等に関すること。
- 5 指定確認検査機関が行った建築確認の違反に係る調査、初期指導及び報告に関すること。
- 6 指定確認検査機関が建築確認又は検査を行った建築物に係る建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令に関すること。

## 宅地審査部

### 宅地審査課

- 1 市街化区域における開発事業の手續に係る調整に関すること(総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。))。
- 2 市街化区域における開発行為等の許可、検査及び指導に関すること(公共施設管理者が実施するものを除く。))。
- 3 市街化区域における都市計画法第29条ただし書の適用に関すること。

- 4 市街化区域における開発事業の手續に係る違反是正指導に関する事（総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。）。
- 5 市街化区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導（緊急工事施行停止命令を含む。）及び報告に関する事。
- 6 市街化区域における地下室マンション条例第8条から第10条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査に関する事。
- 7 市街化区域における建築基準法第42条第1項第5号の道路（新たに築造しようとするものに限る。）の位置の指定に関する事。
- 8 市街化区域における建築基準法第88条第1項の工作物（擁壁に限る。）の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告に関する事。

### **調整区域課**

- 1 市街化調整区域における開発事業の手續に係る調整に関する事（総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。）。
- 2 市街化調整区域における開発行為等の許可、検査及び指導に関する事（公共施設管理者が実施するものを除く。）。
- 3 市街化調整区域における都市計画法第29条ただし書の適用に関する事。
- 4 都市計画法第41条から第43条までの許可及び協議に関する事。
- 5 市街化調整区域における開発事業の手續に係る違反是正指導に関する事（総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。）。
- 6 市街化調整区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導（緊急工事施行停止命令を含む。）及び報告に関する事。
- 7 市街化調整区域における都市計画法に違反する建築物に係る報告に関する事（調査及び違反是正指導を除く。）。
- 8 市街化調整区域における地下室マンション条例第8条から第10条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査に関する事。
- 9 市街化調整区域における建築基準法第42条第1項第5号の道路（新たに築造しようとするものに限る。）の位置の指定に関する事。
- 10 市街化調整区域における建築基準法第88条第1項の工作物（擁壁に限る。）の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告に関する事。
- 11 開発登録簿の調製に関する事。
- 12 都市計画法等に基づく設計者の資格の登録に関する事。
- 13 都市計画法第45条の承認に関する事。
- 14 開発行為等の工事完了公告に関する事。

## **公共建築部**

### **営繕企画課**

- 1 庁舎及び住宅、学校その他の公の施設（資源循環局、港湾局、水道局及び交通局の主管に属するものを除く。以下この項中「庁舎等」という。）に係る工事の企画及び総合調整に関する事。
- 2 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事（以下この部中「建築工事等」という。）に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関する事。

- 3 建築工事等に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 4 建築工事等に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 5 庁舎等に係る技術上の調査に係る総合調整に関すること。
- 6 財団法人横浜市建築保全公社との連絡調整に関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

#### **保全推進課**

- 1 庁舎等の保全計画に係る総合調整に関すること。
- 2 庁舎等(住宅を除く。)の保全計画及び保全の調査及び対策に関すること。
- 3 庁舎等の省エネルギーの推進に関すること。
- 4 庁舎等の設備管理等に係る総合調整に関すること。
- 5 横浜市電気工作物保安規程(昭和48年8月達第33号)に関すること(環境創造局、資源循環局、経済観光局、道路局及び港湾局の主管に属するものを除く。)及び建築局長が指定する施設の設備管理に関すること。
- 6 市庁舎の設備の維持管理並びにこれに伴う小規模修繕工事等の設計及び施行に関すること。

#### **施設整備課**

- 1 庁舎等の建設工事に関すること。
- 2 庁舎等に係る土木工事に関すること。
- 3 学校の建設等に係る調整に関すること(教育委員会事務局施設部教育施設課営繕係の分掌事務第1号に係るものを除く。)

#### **電気設備課**

- 1 庁舎等の電気設備工事に関すること(住宅部住宅管理課の分掌事務第1号及び保全推進課の分掌事務第6号に係るものを除く。)

#### **機械設備課**

- 1 庁舎等の機械設備工事に関すること(住宅部住宅管理課の分掌事務第1号及び保全推進課の分掌事務第6号に係るものを除く。)